

第3章

施策の内容

第3章 施策の内容

1. 基本理念

男女がいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、女性も男性も、あらゆる世代の誰もお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

2. 目指すべき方向性

基本理念である「男女がいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

(1) 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

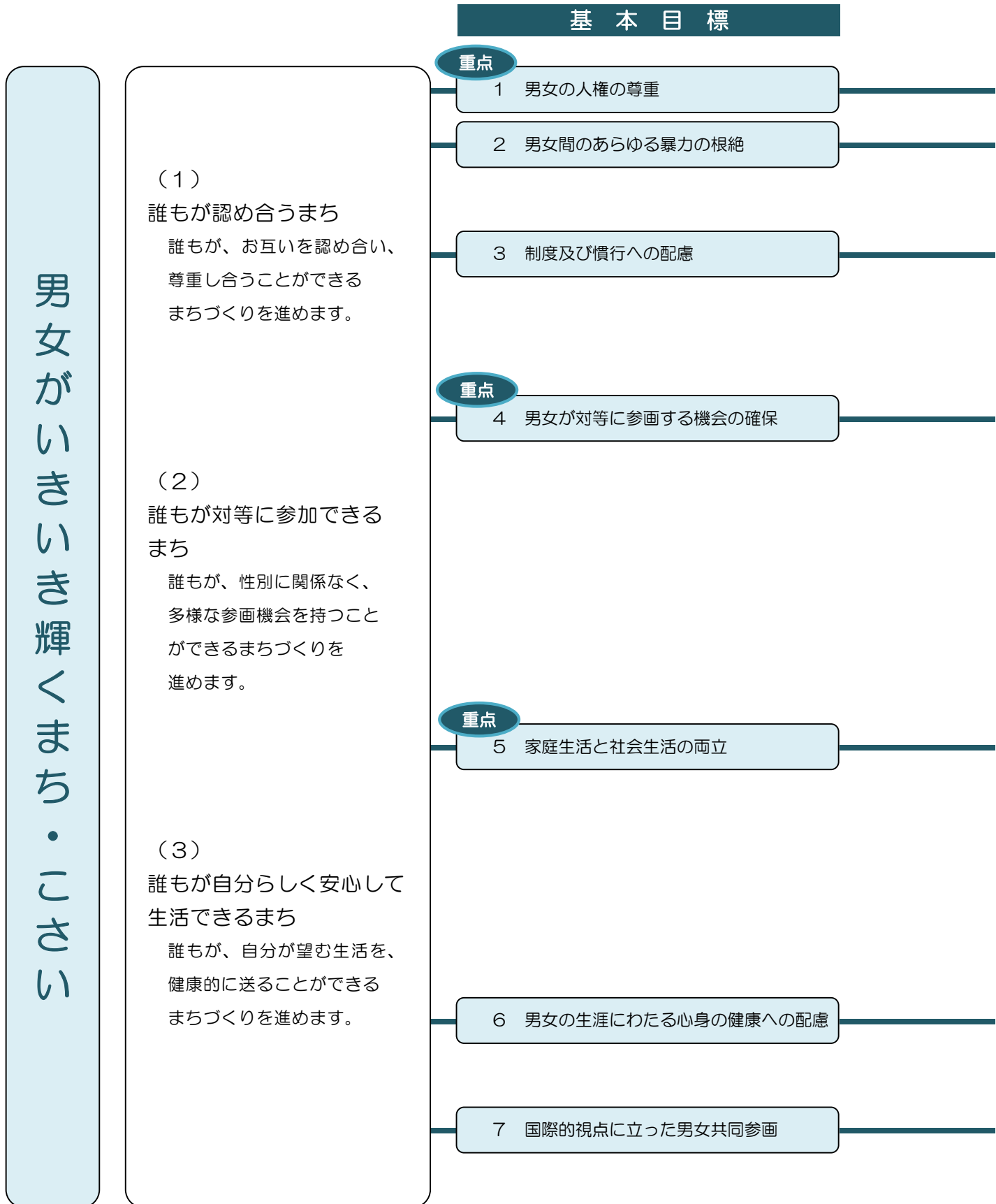
(2) 誰もが対等に参加できるまち

誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

(3) 誰もが自分らしく安心して生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。

3. 施策の体系



基本施策

施策の方向

男女共同参画と人権尊重の意識づくり

人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

相談体制の充実と関係機関との連携

男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

男女共同参画に関する調査・研究と推進

家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

政策・方針決定の場への女性の参画促進

審議会・委員会などへの女性の参画推進

事業所や各種団体などにおける女性の登用促進

女性の人材育成の支援

地域活動への男女共同参画の促進

地域活動への参画促進

地域活動団体などとの連携の推進

男女共同参画の視点を意識した防災の推進

男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

仕事と生活の調和の実現のための支援

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

家事・育児・介護への共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進

男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

男女の均等な待遇確保の促進と啓発

ひとり親家庭などへの自立支援

生涯にわたる男女の心身の健康支援

生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

母性保護・母子保健の充実

国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

国際社会の動向の把握と情報発信

4. 基本目標及び施策の方向

基本目標 1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する正しい認識と理解を持ち、お互いに認め合うことが必要です。しかし、意識調査の結果から、男女共同参画に対する認識が広く浸透しているとはいえない状況にあります。

市民に対する啓発活動や、各種講座を通じて、男女共同参画に対する正しい認識と理解を深め、男女共同参画を推進するための意識を醸成する必要があります。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	69.4%	80.0%

基本施策 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

<施策の方向>

(1) 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

事業・施策名	内 容	担当課
講演会や講座などの実施	企業・団体・市民・教育関係機関など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。	地域福祉課 市民協働課
広報媒体などによる広報・啓発	ウェブを用いた情報発信や報道機関への情報提供など、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行います。	地域福祉課 市民協働課

人権擁護委員の活動

湖西市には平成28年1月現在で8名の人権擁護委員が在籍しています。月に1度行われる人権相談での市民の相談対応、幼稚園・保育園・小中学校での人権教室や店舗での啓発活動をとおして、人権の擁護・人権について考える機会を提供する活動をしています。

「人権擁護委員の日」における啓発活動の様子



基本目標 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、その防止や根絶に向けた早急な取組が必要となっています。また、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、精神的な暴力であるモラル・ハラスメントや、妊娠・出産をめぐるマタニティ（パタニティ）・ハラスメントなど各種のハラスメントが、早急に対応すべき問題となっています。ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの認知度は高まってきていますが、実際に被害者がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを受けていると認識していないケースも多くあるため、概念的な周知・啓発から、具体的なケースの提示を通じた周知・啓発が必要であるといえます。

様々なハラスメントに関する情報を提供し、被害者の相談体制の充実、早期発見・早期解決ができる体制の整備が必要となっています。

ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントは、長期的に社会から無くすべき問題であり、市としても根絶に向けて取り組んでいきます。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.7%	半減 (2.3%)
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	7.4%	半減 (3.7%)

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深められるよう、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

資料：内閣府



基本施策 ▶ 男女間のあらゆる暴力の根絶

＜施策の方向＞

(1) ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

事業・施策名	内 容	担当課
ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント防止の啓発、情報提供	パープルリボン・プロジェクトの実施や、モラル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント、デートDVなど各種ハラスメントに対する正しい知識を市民が持つことができるよう啓発・情報提供を行います。また、男性がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの防止活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を行います。	市民協働課

(2) 相談体制の充実と関係機関との連携

事業・施策名	内 容	担当課
ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントに関する相談事業	ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメント相談に対応できる相談窓口を設置し、相談しやすく、個人のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。	子育て支援課 長寿介護課 市民協働課
関係機関との連携による早期発見体制の整備	県の女性相談センターなど関係機関との連携体制を構築し、ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを早期発見できる体制を整備します。	子育て支援課 長寿介護課 市民協働課

パープルリボン・プロジェクトとは…

夫婦、親子、恋人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。

湖西市では、11月をパープルリボン月間として、パープルリボンの着用や街頭啓発など様々な活動を行っています。

私たちのまわりから暴力をなくすために、ぜひこの運動にご参加ください。



基本目標 3 制度及び慣行への配慮

「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」という性別による固定的な役割分担意識は、時代と共に解消されつつあるものの、未だに社会全体に残っています。また、職場や地域活動などの様々な場において、男女平等の考え方が実現されていない現状があります。

性別による固定的な役割分担意識は、個人の個性と能力を十分に発揮することを制約する要因となっています。このような意識を解消していくためには、市民一人ひとりが自らの意識を変えていくことが必要となります。

男女共同参画に関する情報収集や、広報をはじめとした各種啓発活動への取組、学習機会の提供などにより、人権尊重や男女共同参画の考え方が必要であるという意識づくりや意識改革を進めることが必要です。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	41.7%	50.0%

基本施策 ▶ 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

<施策の方向>

(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

事業・施策名	内 容	担当課
市政情報の収集と提供	市政における男女共同参画に関する情報を関係各課と連携することで収集し、市内公共施設などへのチラシ、パンフレット配布を通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課
市外情報の収集と提供	国・県、先進事例を持つ自治体の情報を収集し、市役所だよりなどを通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と推進

事業・施策名	内 容	担当課
意識調査の実施	市民の男女共同参画に対する認知度や理解度、ニーズを把握するために、意識調査を行います。	市民協働課
先進事例の研究	男女共同参画に関する先進的な事例の情報を収集し、市政への反映を検討します。	市民協働課

(3) 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

事業・施策名	内 容	担当課
講習会や講座などによる意識づくり	市民があらゆる場面での男女共同参画に対する意識を持てるよう、男女共同参画週間での講演会の実施や定期的なセミナーを開催します。	市民協働課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女平等や性に対する意識の教育など、男女共同参画の視点に立った教育をライフステージに合わせて実施します。	学校教育課 幼児教育課 地域福祉課 市民協働課

男女共同参画地域セミナー

男女共同参画地域セミナーの様子



市内各所にて、地域セミナーを開催しています。男女共同参画に関する様々な問題・テーマについて、立場や年代を超えて意見交換をしながら考えていきます。(27年度は静岡大学・湖新楽交流会と連携して開催)

湖新楽交流会読み聞かせ隊

湖新楽交流会読み聞かせ隊による読み聞かせ



市内の幼稚園・保育園にて読み聞かせを行っています。絵本の読み聞かせやオリジナル劇を通して、性別にかかわらず“自分らしくあること”の大切さを伝える活動です。

基本目標 4 男女が対等に参画する機会の確保

誰もがあらゆる分野で個人の個性と能力を十分に発揮するためには、すべての男女が性別に関係なく対等な立場で参画し、活躍できる機会を保証されることが必要です。しかし、行政の政策決定過程や地域活動など多くの分野で男女共同参画が十分に実現されていない状況にあります。

啓発活動や調査研究を進めることで、意識の醸成を図り、男女があらゆる分野で対等な立場で活躍できる環境づくりを進めることが重要です。特に、防災面では依然男性が主要な役職を占める傾向があり、防災面における男女共同参画を推進していくことが急務といえます。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
審議会などの女性委員の割合	33.8%	40.0%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.0%	30.0%
自主防災会の役員に女性がいる地区	2/60地区	10/60地区

基本施策1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

<施策の方向>

(1) 審議会・委員会などへの女性の参画推進

事業・施策名	内 容	担当課
市の審議会などへの女性の積極的な登用	各種審議会などに女性が登用されるよう各課に依頼を行うなど、各種審議会などに女性が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの女性の積極的な登用に全課で取り組みます。	市民協働課 他全課

(2) 事業所や各種団体などにおける女性の登用促進

事業・施策名	内 容	担当課
各種団体などにおける女性の雇用促進	女性雇用に対する意識啓発のために、企業や市民団体を対象に出前講座を実施します。	市民協働課

(3) 女性の人材育成の支援

事業・施策名	内 容	担当課
人材発掘・育成のための学習機会・情報提供	静岡県主催の人材育成講座に受講生を派遣するなど、女性の人材育成に関して学ぶ場を提供します。	市民協働課

基本施策2 地域活動への男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 地域活動への参画促進

事業・施策名	内 容	担当課
地域活動の担い手育成	男女共同参画に関する情報を地域活動団体に提供したり、男女共同参画に関する各種講座を実施したりすることで、地域活動の担い手を育成します。	市民協働課

(2) 地域活動団体などとの連携の推進

事業・施策名	内 容	担当課
地域活動団体などへの支援	助成や情報提供により、地域活動団体などを支援します。	市民協働課
地域活動団体などとの連携	市民活動センターを拠点として、相談体制の整備や情報交換を行い、地域活動団体などとの連携体制を整備します。	市民協働課

基本施策3 男女共同参画の視点を意識した防災の推進

＜施策の方向＞

(1) 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

事業・施策名	内 容	担当課
セミナーや研修による啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修を実施します。	危機管理課 市民協働課
地域における防災活動への女性参画の促進	地域の防災活動に女性が参画できる機会を得られるよう、自主防災会などに啓発活動を行います。	危機管理課 市民協働課
防災に関する意思決定機会への女性参画の促進	市の防災担当部署における女性の登用や、防災会議など防災における重要な意思決定の場への女性登用を推進します。	危機管理課 市民協働課

湖西市地域防災指導員

湖西市地域防災指導員は、平成28年2月現在、40名で活動しています。うち女性は9名在籍し、外国人や若い世代への防災知識の普及啓発活動、地域の自主防災組織への男女双方の視点に立った防災対策の提案など、精力的に活動しています。



出前講座の様子



活動発表会の様子

湖西市消防団女性分団

平成28年1月1日現在、24名の女性消防団員が活躍しています（団員数が県内トップクラス！）。女性の持つ特有のソフト面を生かして、火災予防を広く市民に啓発するために住民に対する防災教育、応急手当の普及指導などを行っております。



第21回女性消防操法 全国大会準優勝
(平成25年10月17日)



応急手当指導員として一般市民に救命講習

基本目標 5 家庭生活と社会生活の両立

少子高齢化やライフスタイルの変化による働き方の多様化に伴い、仕事と家庭生活を両立できる社会が求められています。

女性が、性別にかかわらず活躍できる就労環境はもちろんのこと、男性も家庭生活に深くかかわれるような就労環境を整備することも重要となります。

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、男性の家庭生活などへの参画を促進するとともに、就労の場における男女共同参画の促進や、多様な働き方に対応した子育てや介護を支える環境の整備が必要となっています。

<目標指数>

指 標		現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		17事業所 (26年度)	25事業所
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		46.2%	40.0%以下
育児休業・介護休業を取得しやすいと 答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%
	介護休業	13.2%	20.0%

基本施策1 仕事と生活の調和の実現のための支援

<施策の方向>

(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

事業・施策名	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	広報誌や中小企業対象のメールマガジンなどを通じて、広報・啓発を行います。また、広報・啓発においては、必要性・有効性を広報・啓発するだけでなく、ワーク・ライフ・バランスのロールモデルなど、実効性のある情報を発信していきます。	商工観光課 市民協働課

(2) 家事・育児・介護への共同参画の促進

事業・施策名	内 容	担当課
男性の家庭生活などへの参画を促す 広報・啓発	男性の家庭生活や育児、介護などへの参画を重視した広報・啓発を行います。	市民協働課
男性を対象とした 家事講座などの実施	男性が家事・育児に参画できるよう、男性を対象とした料理教室などを実施します。	健康増進課 市民協働課
男性の育児力向上と 子育て意識の醸成	家庭教育サポート講座の実施や男性が参加しやすい育児（子育て）に関するイベントの広報・実施により育児力の向上と子育て意識の醸成を図ります。	子育て支援課 社会教育課
男性の介護に関する 意識の醸成	男性が介護に参画している事例の情報発信などを通じて、男性の介護に参画する意識を醸成していきます。	長寿介護課 市民協働課

基本施策2 働く場における男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

事業・施策名	内 容	担当課
育児・介護休業制度の 広報・啓発	厚生労働省の両立支援等助成金の事業所への周知などを通じて、育児・介護休業制度の広報・啓発活動を行います。	商工観光課
事業所内保育施設 設置の促進	事業所内保育施設運営事業費補助を行うなど、事業所内保育施設の設置を促進します。	商工観光課
市役所内における 男女共同参画の 職場づくり	女性職員の積極的登用や性差別のない人事配置、女性職員のスキルアップ研修の実施などにより、市役所内における男女共同参画の職場づくりを推進します。	総務課
女性の多様な働き方 に関する支援	起業や資格取得に関する情報提供やセミナーなどを実施することで、女性の多様な働き方を支援していきます。	商工観光課 市民協働課

(2) 男女の均等な待遇確保の促進と啓発

事業・施策名	内 容	担当課
「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進	県との連携や、男女共同参画社会づくり宣言事業所に対する建設工事に係る入札制度における優遇措置などを周知することで、「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進を行います。	市民協働課 契約管財課 商工観光課
農林水産業など自営業に従事する女性の労働条件・就労環境の整備	家族経営協定推進会議の開催などにより、新規協定締結を促進することで、労働条件・就労環境の整備を行います。	農林水産課
男女の均等な雇用機会と待遇確保の広報・啓発	一人ひとりが活躍できる職場づくりの支援や、市広報誌・中小企業対象のメールマガジンによる広報・啓発活動を実施します。	商工観光課

(3) ひとり親家庭などへの自立支援

事業・施策名	内 容	担当課
ひとり親家庭への生活支援の充実	生活の自立を図るために、各種手当の支給や助成を、ひとり親家庭を対象に行います。また、就職に有利な技能資格の取得に関する情報や、ひとり親家庭への支援を行う団体の情報などを提供することで、ひとり親家庭への生活支援を充実していきます。	子育て支援課

男女共同参画社会づくり宣言事業所

静岡県では、従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和など男女共同参画社会づくりに関する取組を県内事業所・団体に宣言いただき、宣言事業所・団体を広くPRしています。宣言事業所・団体には「登録証」を発行し、宣言内容や事業所・団体の紹介を県のホームページや広報誌等で行っています。また、宣言事業所・団体向けの講座やセミナー等も開催されています。

湖西市では、平成28年1月現在、19事業所が宣言をしています。

湖西市役所も宣言しています。

(写真は登録証交付式の様子：平成26年7月)



基本目標 6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮

誰もが充実した生活を送るためには、性別にかかわらず心身ともに健康であることが重要です。女性は特に妊娠・出産など、男性とは異なる心身の不安を抱えています。また、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解も重要となっています。

性の理解と尊重や健康に対する意識啓発、さらには相談体制の整備を通じて、男女を問わず、心身や性に関する健康の保持・増進に取り組むことが必要です。

<目標指数>

指 標		現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女特有のがん検診受診率	乳がん (40～69歳)	60.7% (26年度)	65.0%
	子宮頸がん (20～69歳)	50.6% (26年度)	55.0%
	前立腺がん (50～69歳)	28.7% (26年度)	35.0%
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度		—	50.0%

基本施策 生涯にわたる男女の心身の健康支援

<施策の方向>

(1) 生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

事業・施策名	内 容	担当課
性の理解と尊重に向けた意識啓発	広報誌などを通じた情報提供や啓発により、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解に向けた意識啓発を行います。	健康増進課 市民協働課
健康に対する意識啓発	各種健康教室の実施や相談体制の整備により、健康に対する意識啓発を行います。	健康増進課
心身と性に対する相談体制の整備	心身の悩みに対して相談しやすい環境や性に対する相談体制を整備します。また、研修を通して職員の意識や理解を深めます。	総務課 市民協働課

(2) 母性保護・母子保健の充実

事業・施策名	内 容	担当課
妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発	妊婦講座などへの父親の参加促進や、妊娠・出産に対する正しい知識を発信していきます。	健康増進課 市民協働課
不妊治療に対する支援	不妊治療に対する経済的支援を行います。	健康増進課

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは…

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味します。リプロダクティブ・ヘルスには、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力に関するなどが含まれます。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利です。

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基礎です。特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があるため、性と生殖に関する健康と権利の視点が重要です。

基本目標 7 国際的視点に立った男女共同参画

男女共同参画の考え方は在住外国人にとっても必要です。また、男女共同参画の考え方を世界基準で考えていくことも必要です。

在住外国人に対しても、情報を翻訳し、発信することを通じて、男女共同参画の理解を深め、世界における男女共同参画の考え方を調査・研究することにより、世界基準の男女共同参画を推進していくことが必要です。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	5件 (26年度)	10件
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	—	4回

基本施策 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

<施策の方向>

(1) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

事業・施策名	内 容	担当課
各種相談体制の整備	在住外国人も男女共同参画に関する相談ができるよう、多言語に対応した相談窓口を整備します。	市民協働課
在住外国人向けの情報発信	市民向けに発信する情報を複数の言語に翻訳することにより、在住外国人への情報発信を行います。	市民協働課

(2) 国際社会の動向の把握と情報発信

事業・施策名	内 容	担当課
国際社会の情報の収集と発信	国連婦人の地位委員会に関する情報など、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、情報発信します。	市民協働課